

令 和 7 年 度
第 2 回

国民健康保険運営協議会議事録

令和7年11月6日（木）開催

加古川市健康医療部国民健康保険課

日時 令和 7 年 11 月 6 日 (木) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 50 分まで

場所 加古川市役所 新館 9 階 191 会議室

出席者等

- (1) 委員出席者 11 名
- (2) 委員欠席者 1 名
- (3) 事務局出席者 9 名

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 協議事項

加古川市国民健康保険料の料率見直しについて
 - (2) その他
- 3 閉会

概要

事務局

ただいまから令和7年度第2回国民健康保険運営協議会を開会します。
資料の確認ですが、次第と令和7年度第2回国民健康保険運営協議会資料をお配
りしています。
それではまず初めに、当協議会の会長にご挨拶いただきます。

会長

(会長挨拶)

事務局

次に、出欠状況について確認します。本日は1名の委員から所用のため欠席と連
絡をいただいています。したがいまして本日の協議会には、委員定数12名に対し、
11名の委員が出席されています。よって、本日の国民健康保険運営協議会は、協議
会規則第4条第3項の規定のとおり、委員の定数の2分の1以上に達しており、会
議が成立していることをご報告します。
それでは、この後の議事運営に関しましては、会長にお願いすることとなります
ので、会長、よろしくお願ひします。

会長

議事に入ります前に、今年度の運営協議会に初めて出席される委員をご紹介しま
す。よろしくお願ひします。
次に、加古川市国民健康保険運営協議会規則第7条に規定する本日の議事録署名
委員を2名指名します。
それではただいまから協議事項に入ります。「加古川市国民健康保険料の料率見
直しについて」を議題とします。本件は、8月28日付で市長から当協議会に対
し諮問がありました。事務局は説明をお願いします。

事務局

(「令和7年度第2回国民健康保険運営協議会資料」に基づいて説明)

会長

説明は終わりました。ご質問・ご意見がありましたら承ります。

委員

県下の保険料水準統一に関して、県が41市町に適用時期のアンケートをとった
とのことでしたが、加古川市はどのような回答をしたのでしょうか。

事務局	加古川市は令和9年度から標準保険料率を適用すると回答しています。ただし、令和8年度の決算見込等を踏まえ、例えば基金残高に余裕がある状況であれば、適用時期を先送りにするかどうか、検討する必要があると考えています。
委員	昨年までの説明では、令和9年度からの適用が決定事項かと思っていましたが、県で経過措置が取られていることで、まだ検討の余地があるということですか。
事務局	そのとおりです。
委員	資料の5ページで、保険料率の状況について、他市町との比較がありますが、保険料率は、基金残高が影響していると思われます。もし分かれば各市町の基金の状況について教えてください。
事務局	県内市町の基金残高について、現時点では把握していません。
委員	来年度から始まる子ども・子育て支援金制度について、資料14ページの令和8年度納付金見込額には、子ども・子育て支援金分は入っていないのでしょうか。
事務局	お見込みのとおりです。子ども・子育て支援金の保険料率については、県から標準保険料率が示される予定になっており、現時点では、県が示す標準保険料率を適用する予定にしています。
委員	資料15ページに、子ども・子育て支援金の導入により保険料負担が増加する、という記載があるのは、被保険者の保険料負担が平均月250円増える、という意味ですか。
事務局	そのとおりです。
委員	子ども・子育て支援金について、令和10年度までの納付見込額は示されていますが、令和11年度以降はこれ以上に増えるのか、そのあたりは国から示されているのでしょうか。
事務局	現時点では、令和8年度から令和10年度までの3か年で引き上げることが示されており、それ以降に引き上げることは示されていません。
委員	兵庫県下の保険料率統一について、県によるロードマップの見直しで、統一が令和12年度に延長されたという説明がありました、資料15ページには「令和11年

度まで経過措置あり」と書かれています。これは違う意味でしょうか。

事務局

令和 11 年度までの経過措置とは、県では令和 12 年度に完全統一が目指されてい
るため、市町で保険料率を設定できる経過措置が令和 11 年度までということです。

委員

資料 5 ページに各市町との保険料率の比較がありますが、同規模市という表記で
明石市と宝塚市が記載されています。加古川市の同規模市は明石市と宝塚市とい
うことでしょうか。

事務局

明石市については、人口規模や被保険者数では加古川市よりも多いのですが、地
域性が近しいため、比較対象としています。宝塚市は阪神間であり、地域性が異
なりますが、人口規模や被保険者数ではほぼ同規模のため、比較対象としています。

委員

保険料率では、加古川市は姫路市とよく似ています。

令和 9 年度に標準保険料率を適用して加古川市の保険料が上がることについて、
ある程度納得はしているのですが、3 年の経過措置を活用する市町があるように、
例えば市長判断で、適用時期の先送りをすることは起こり得るのでしょうか。

事務局

加古川市は令和 9 年度に標準保険料率適用を目指して基金を取り崩してきました
が、市町によってはその基金を取り崩さずに保険料率を設定しており、基金に余力
があるため経過措置を活用するところもあります。

適用時期の開始を先送りしてはどうか、という意見についてですが、国民健康保
険の会計は独立した特別会計であるため、国民健康保険の中で収支バランスを考え
なければいけません。例えば令和 9 年度以降も保険料率を据え置いた場合は赤字幅
が大きくなることが考えられます。適用開始時期については、令和 8 年度の決算見
込や基金残高を勘案した上で、改めて検討することになると考えています。

委員

現状、加古川市では基金を活用して被保険者の負担を抑えている状況がありま
すので、県下の市町で保険料率にはばらつきがある中で、統一後に加古川市の負担が増
えるということは、それが本当に正しい金額なのか、若干違和感を覚えます。

市長が適用期間を先送りする、と言えばそれが通るのか、質問をさせていただきました。

会長

それでは質疑につきましてはこの程度にとどめさせていただきます。

本件については、引き続き次回の協議会でも審議を行い、当協議会からの答申に
について、委員の皆様にお諮りします。本協議会終了後に質問などがある場合は、直
接事務局に連絡をお願いします。

以上で、本日予定していた議事を終了します。

事務局

最後に事務局より 3 点、事務連絡をさせていただきます。まず、本日開催されました運営協議会における皆様への報酬に関してですが、12 月中に振り込みをさせていただく予定です。

次に、次回以降の運営協議会の予定についてです。第 3 回協議会は 12 月 18 日木曜日午後 2 時から、加古川市役所新館 9 階 191 会議室で開催を予定しています。

最後に車で来られている方で事務局が駐車券をお預かりしていない方は、事務局へお声かけください。

以上をもちまして、令和 7 年度第 2 回国民健康保険運営協議会を閉会します。